

日教組香川

2022. 1



発行所 日教組香川教職員組合
〒760-0008 高松市中野町15-24
佐藤ビル1F

TEL 087-802-1640
FAX 087-802-1642
URL <http://www.jtu-k.com/>
E-mail jtu-kagw@triton.ocn.ne.jp

発行人 嶋村太伸
毎月1日発行

2022 Happy New Year

明けましておめでとう、さいます。
昨年コロナ禍の中、「学校のブラック化」は一層加速し、「教職員が足りない」という深刻さに繋がっています。産休、育休、病休代替の講師がいない。本来いなければならぬ教職員がいないという、あてはまらないことが日常的になってしまいました。
この間、日教組香川は、日教組とともに、多忙化解消、長時間労働は正について、「給特法改正」「業務削減」「人員増」の3つの矢を放っていました。先がながなか見えません。
そのような中、昨年、組合として、大きな取り組みがありました。
連合香川の電話労働相談から紹介された方が日教組香川に相談に来られたのが一昨年の12月。内容は、「4月に転任したが、同僚からのパワハラで9月から病休、そして休職している。来春の人事異動で転任したい」。
未組合員だった方が、日教組香川の組合員になったのが2月。そこから組合として取り組みを始め、県教委と折衝をする中で、どうにか希望通りの人事異動ができました。
現在、退職まで考えた方は元気に勤務され、「5キロ太りました」と笑って話をされるまでになりました。そこには組合の存在があったことは否めません。
しかし、この案件、実はまだ終わっていません。パワハラをした方へ処分がまだ出ていないからです。このパワハラを止められず継続させてしまった校長にも、指導できなかつた市教委にもまだ処分が出ていません。
「パワハラをされた私が学校を休み、パワハラをした方が平然と勤務をしている。おかしいです」
組合員のことばがすべてを物語っています。組合は取り組みを続けています。
このように、組合は消防車であり救急車です。組合員が困れば火を消しに行く、心も体も助けます。また、それは一種の保険でもあります。
そして、皆さんの夢をかなえるサポートをします。参加をお待ちしております。



日教組香川委員長
嶋村 太伸

組合は消防車であり救急車として

今こそ私たちの教育を政治で変える時

明けましておめでとうございます 応援します、日教組香川

子どもたちに向き合える教育現場を

連合香川 会長 福家 良一

昨年も新型コロナウイルスが猛威を振るい、次代を担う子どもたちが集う学校現場でご苦労される中、教員の働き方改革やGIGAスクール構想など、変化も多い1年であったと察します。昨年の総選挙においても各政党ともに「子ども」へ力点を置いた政策が並べられていましたが、真に子どもたちに向き合える教育現場を作らなくてはなりません。そのためにも重要な役割を担う日教組香川の更なるご発展とご活躍を祈念いたします。



「人権と共生の社会」の実現をめざして

香川県人権・同和教育研究協議会 会長 奈良 博史

香川県人権・同和教育研究協議会は、「人権と共生の社会」の実現をめざし、「差別の現実から深く学ぶ」ことをとおして、一貫して被差別の立場に立ち、教育・保育内容の創造、地域の教育力の向上に努めています。



子どもたちの確かな未来のために、すべての人の人権が保障されるよう、これまで取り組んできた同和教育の成果と手法を生かし、人権教育・啓発を推進してまいります。

すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざして

香川県平和労組会議 議長 廣瀬 透

障がいのある子ども、被差別部落の子ども、民族的マイノリティーや外国につながる子ども、性的マイノリティーの子どもなど人権が抑圧されていますが、学校は、多様な子どもたちがともに育つ場であり、だれ一人として排除されることは許されません。すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざしていくことが重要です。



「民主教育をすすめる香川県民会議」に結集しながら一緒になって運動を前進させていきましょう。

あらゆる人権課題の解決をめざして

部落解放同盟香川県連合会 執行委員長 北山 武

教育への政治的介入は、戦前・戦中教育の復古をめざしていて危機的状況であります。



本年は全国水平社創立100周年の節目の年となります。私たちは先人たちの思いや願いを胸に、部落差別をはじめ、あらゆる人権課題の解決をめざすとともに、とりわけ子どもたちの生きる権利、学ぶ権利を守るとりくみに力を入れ、皆様方とともに連帯して運動を推し進めていきます。

平和と人権、民主主義を守るために

自治労香川県本部 中央執行委員長 大熊 正樹

日頃より、子どもたちの未来のためにご奮闘されている日教組香川の皆さんに心より敬意を表させていただきます。



一昨年から続くコロナ禍において、学校現場では気を緩めることもできず、本当にご腐心されていると思います。また、自己責任が跋扈する社会において、寛容さや多様性が喪失しそうななかですが、引き続き平和と人権、民主主義を守るために今年も共に頑張っていきたいと思います。

人権課題解決についての教育を

NPO法人香川人権研究所 理事長 岡 敦憲

人権尊重の意識は、人権・同和教育の実践により高まりをみております。



子どもたちの人権保障をめざした人権・同和教育をすすめるなか、新型コロナウイルス感染症やLGBTQなど多様な人権課題解決についての教育もお願いするとともに、本年が、皆様方にとって、飛躍の年になりますようご活躍を祈念申し上げます。

米田県議(立憲みらい)総務委で質疑 県人事委、教職員の在校等時間を知っていながら 報告せず、やっぱり無視される教職員

1月29日、米田県議(立憲みらい)が、県議会総務委員会で、今年度の人事委員会報告と勧告における、参考資料「勤務時間等関係資料」における「教育職員等の超過勤務時間」が、県立学校の事務職員のみで超過勤務時間を報告してきた問題で質問をしました。

以下、その質疑状況です。

なお、今回の質疑で明らかになったことは、県人事委員会は、教職員の勤務実態状況、在校等時間を把握しながら、「超過勤務時間と勤務時間は違う」という詭弁を使い、私たちの在校等時間であらわされる超過勤務時間を無視しました。その姿勢は大きな問題であると言えます。

米田県議「人事委員会勧告の中の勤務時間関係資料の表記について、昨年までは、教育職員は、いわゆる「給特法」により「教職調整額が支給されているため、超過勤務手当等の算定基礎となる超過勤務時間は把握されていない。」との注釈がついて、空欄として処理されていた。

ところが今年度は、月平均の超過勤務時間として、平成30年度は2.3時間、令和元年度は4.2時間、令和2年度は4.6時間と実態とかけ離れた数字が表され、目を疑った。その数字は「教育職員等の区分は、同事務職員の平均時間数」であるとの注釈がつけられてはいるが、圧倒的多数派である教員の実態を反映しない数字を載せることに何の意味があるのか。なぜこのような表記をすることになったのか、どのような検討の下でこのような変更をするに至ったのか、議論と経緯について明らかにしていただきたい」

森岡人事委員会事務局長「本県の人事委員会報告においては、参考資料として、職員1人当たりの月平均超過勤務時間数を、部局ごとに集計し、公表しているところである。委員御指摘のとおり、昨年までは、教育委員会部局について、事務局職員と教育職員に区分し、教育職員については、超過勤務手当の対象とならないことから、空欄としていた。

しかしながら、これまでの資料では、県立学校の事務職員が対象から漏れていることが判明したため、教育委員会についても、知事部局にならって、事務局職員と学校職員に区分し、学校職員については、超過勤務時間を管理している学校事務職員の平均時間を計上したものである。」

米田県議「答弁が不足している。なぜ教育職員を含め

て表示するという判断に至らなかったのか。多数派である教育職員の状況を示すという判断ができなかったのか。補足していただきたい。」

森岡人事委員会事務局長「事務職員については先ほど申し上げたとおりであるが、教育職員については、超過勤務手当等の支給対象とならないことから、超過勤務時間と同様に取り扱うことは難しいと判断し、計上していない。」

米田県議「穿った見方をすれば、実際の超過勤務時間を載せるとあまりにハレーションが大きくなるから載せなかったのではないかと感じてしまう。職員団体からの「おかしい」との指摘に「データを調べることができない」と答えたと聞いたが本当か。昨年4月から学校現場では「時間外在校等時間」を把握するようになった。教育委員会はデータを持っているのではないか。」

森岡人事委員会事務局長「時間外在校等時間については、給特法の改正を受け、昨年4月から教育委員会規則で、原則として1か月45時間、1年360時間の上限が設定されたところである。この規則の執行状況については、もちろん教育委員会において把握されており、本年6月県議会の文教厚生委員会においても、「県立高校等で時間外在校等時間が月45時間を超えている割合が最も多い月では54.9%の教員が超えており、年間では64.6%の教員が360時間を超えている。」といった状況について説明した旨伺っている。

人事委員会においても、教育委員会から同様の説明を受けており、本年の報告の中で言及したところであり、教育職員の時間外在校等時間について「把握できない」と説明したことはない。

また、先ほど答弁したとおり、教員の業務量について適切に管理するため、時間外在校等時間の上限の設定がなされたところであり、本年の人事委員会の報告の中で、どのように取り扱うかについても、委員会の中で検討を行った。

結果的に、参考資料については、これまでの継続性等を考慮して、超過勤務手当の対象となる学校事務職員の平均時間を計上することとし、教育職員の時間外



米田県議(立憲みらい)

在校等時間については、報告本文で言及することとした。

超過勤務時間と時間外在校等時間とは、定義が異なるものであり、同一に取り扱うことは困難と考えているが、報告の中での取り扱いについては、今後も教育委員会とも相談しながら、検討していきたい。

米田県議「人事委員会は「任命権者においては、超過勤務命令の上限時間等が設定された趣旨及び昨年度の超過勤務の実態等を踏まえ、総実勤務時間の短縮に向けた取組をより一層進めていくほか、引き続き適切な勤務時間管理を行う必要がある。本委員会としても、引き続き規則の遵守状況の把握に努め、必要に応じて任命権者に対し指導・助言等を行っていく。」と報告している。データなしで、どうして「長時間勤務が常態化」していると言えるのか。

また、人事委員会勧告を実施している都道府県、政令市において同様の表記をしている団体はどの程度あるのか。

森岡人事委員会事務局長「令和3年の各都道府県等の人事委員会報告を見ると、職員の平均超過勤務時間を掲載しているのは、都道府県では本県を含めて5県、政令市では2市となっており、それらはいずれも教育

職員を対象外としているところである。

人事委員会報告本文を作成するにあたり、参考とする資料には非常に多くのものがあり、そのすべてを参考資料として掲載することは難しいと考えている。

米田県議「多くの団体が従前どおりの表記にしているということか。」

森岡人事委員会事務局長「多くの団体が従来から勤務時間に関するデータを掲載していないということである。」

米田県議「教育職員については「時間外在校等時間」で管理するという制度になっている。超過勤務手当等が支給されるかどうかではなく、勤務時間の管理が必要である。全国人事委員会事務局長会議等の場で問題提起し、全国で歩調を合わせて取り組む考えはないか」

森岡人事委員会事務局長「教育職員の勤務時間の管理については全国共通の課題であると認識している。他の都道府県等の状況も伺いながら、対応を考えてまいりたい」

米田県議「来年の人事委員会報告においては、その決意を形に表していただきたい」

12.26 女性部学習会

12月26日(日)、丸亀市土器コミュニティセンターで、女性部「冬の学習会」として、フィットネスインストラクターの角野仁美さんによるヨガ教室が開かれました。

ヨガ教室後は、中津万象園で昼食会を行い、交流を深めました。

冬休みに入り、ようやくほっとできるこの時期に心と体の一年の疲れを癒してもらおうと、ヨガ教室を開催しました。冬晴れの日射しが差し込み、飯山や青の山を望みながらのヨガになりました。日ごろ動かしていない関節や筋肉をじっくりとのばしていきます。約一時間のレッスンでしたが、あっという間の1時間でした。

ヨガの後は角野さんも一緒に中津万象園のお庭を望むお部屋でランチをしながら、生理用品の設置やコロナ対策で振り回されている学校の現状を話し合いました。生理用品を置く前にそもそもトイレが不衛生すぎる！男女のトイレの仕切りが上が開いた改修が進まない。PTA任意加入が高松市でも始まる。など多方面から教育についての話題が上りました。

参加者からはゆったりと自分の体と向き合えて良かった、このタイミングで心と体をリセットできて良かった、呼吸は大事だなと感じた、景色がいいところで人と話せて心が解放された感じがした、教員

以外の視点から話が聞けて良かった、という感想が寄せられました。

(参加者の感想)

「ゆったりと自分の体と向き合えて良かったです」

「このタイミングで体も心もリセットできて良かったです」「呼吸は大事。無意識に止めていること

がある。子どもにも呼吸について伝えたい」「万象園の景色も見ながら年末に、いいリラックスができました。教員以外の視点から話ができて良かったです」「いろいろな人と話ができて、景色もいいところで、心が解放されて良かったです」



講師は角野仁美さん
(フィットネスインストラクター)

次回の女性部「春の学習会」

日時 3月26日(土) 13:30～

場所 マリンパレスさぬき

内容 「教育実習生から見た学校」

アメリカと日本の学校、そして生活を比較して(仮題)

を予定しています。

教育実践講座

授業で使える小技や小ねた(割合の雑学いろいろ)

石原清貴(元小学校教員)

割合の問題っていつごろからあったのだろう？

全国の子どもたちを悩ませている割合の計算問題というのは日本ではいつごろからあったのでしょうか？

予想

ア奈良時代 イ室町時代 ウ戦国時代
エ江戸時代 オ明治時代

解説

701年に唐の律令制をまねて日本でも律令制が導入されます。その中で国に支払う税の仕組みも決められました。それが「租庸調」です。租は今でも租税という言葉が残るように最も基本となる税金のことで、口分田をもらった農民がその収穫に応じて支払う税金です。税金は物納(お米)です。その税率は田1段につき2束2把であったと伝えられています。収穫量に対しておおよそ3%から10%ぐらいではなかったかといわれています。

この当時には割合という言葉はありません。「率」と言っていたようです。このような計算方法は中国から伝わっています。奈良時代のお役人は一生懸命に中国の算数を研究したといわれています。そんな算術書の中から面白い割合の問題を中国最古の算数教科書「算数書」(紀元前2世紀あたり)より一問出してみましょう。

問題

犬・狸・狐が関所を出ようとしています。しかし、関所税が111銭かかります。犬が狸に、狸が狐に「あなたの皮は私の2倍の値が付くので税金も値打ちに応じて払うべきだ」といいました。それぞれ税金はどれだけ払わないといけませんか？

答え

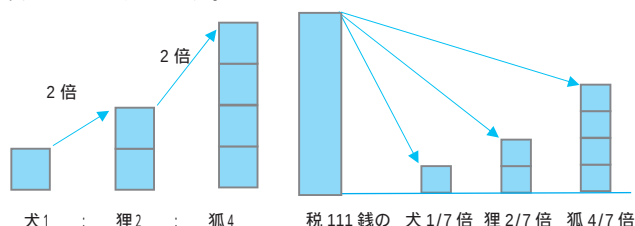
犬は、15銭 6/7。狸は、31銭 5/7。狐は63銭 3/7。

解き方

それぞれを倍にして(1、2、4)あわせ、7を「法」とする。税金をそれぞれに掛けて「実」として割り算をする。

ちょっとわかりにくいので図で説明します。

これはちょっとひねった比例配分の問題で、まずそれぞれの分担比を考えます。



そうすると1:2:4の割合で税金を分けないといけないということが分かります。つまり税額111銭を7等分して犬は1/7の負担、狸は2/7の負担、狐は4/7の負担になるのです。

それにしても自分の毛皮を売る獣を問題の素材に持つところなど面白いです。教科書を楽しむ工夫を何千年も前の人たちが考えていたことに驚かされます。私立中学校の入試問題もこのくらいのユーモア感覚を持ってないものでしょうか？

・日本の算数問題

日本では、奈良時代に中国の算数書を取り入れて実用的な算術が役人の間で学ばれました。平安時代になると、ある程度の計算は貴族の教養として広まっていたようで、万葉集の中には九九を使った和歌があることが知られています。

その後、読み書き算術は役人や貴族だけのものではなく、

庶民の生活技術として広まりを見せ始めます。特に貨幣経済が発達する12世紀から15世紀には商業算数が広まり、いくつかの教科書が使われたといわれます。現存する当時の教科書で一番古い教科書が龍谷大学にあります。「算用書」です。この算用書を見てみると、実にたくさんの割合の問題がみてとれます。その中には実用的な利子計算や税の計算がたくさん載っています。この本が「割合」という言葉が出た最初の本ではないかと思います。

算用書の問題 <利息算>

米十石を年五割の利息で貸した時10年でいくらになるか？

これはどうやら複利計算であったらしく十石×(1+0.5)¹⁰の計算をするようになっていきます。また、「元利合わせて百石のコメの元は何石か」という問題もあります。

100÷(1+0.5)¹⁰で求めるとあります。

この元金を求める計算はかなり難しい計算であったろうと思います。ただ、この時代の算数書を見ると、今の教科書と違って、<出題→答え→解きかた>という方式で書かれていて(え、答えはいくつになるのかな)→(ああ、答えはこうなるのだ)→(なるほどこんな風に解くのだ)というように学習が構成されています。このやり方は中国の古代の「算数書」や「九章算術」などの方式を手本にしたためです。その後の教科書も同じで、江戸時代に一説には推定発行部数100万部ともいわれる算数書「塵劫記」(吉田光由)にも踏襲されています。(塵劫記は1627年に出版されたが人気を博したためその後、海賊版が全国各地で出版され、それらを合計すると100万部くらいではないかといわれる。)

・塵劫記に見られる割合の問題も見ておきたいと思います。

<知行物成><税の計算>

・コメの収穫高が35200石で税が6割5分であるとすればこの税はいくらか？ 35200×0.65＝

・コメの収穫量が32500石で税が22880石であったとすれば1石当たりの税の割合はいくらか？ 22880÷35200＝

・税が6割5分として、それが22880石であった。この時の収穫量はいくらか？ 22880÷0.65＝

比の3用法とか〇〇の3用法という分類がいつのころから始まっていたのかわかりませんが、この塵劫記の問題を見ると吉田光由ははっきりとこの3用法を意識していたと思われます。これらの問題の理解度は分かりません。しかし、多くの人が望んで学んだことや生活に密着した必要な算術であったことから考えると、理解度は現在と違ってかなりよかったのではないかと思います。

商家はともかく農民には算術は必要なかったのではないかと思います。実は農民にとって算術はとても重要だったのです。というのは年貢の計算を農民自らも行ったからです。江戸時代の年貢は4公6民とか5公5民あるいは6公4民とかいう高税率です。しかし、それは収穫量から様々な諸費用を差し引き残った収穫高に対して掛けられていました。また、その年の出来具合や例年との比較を通して役人と税率のやり取りをしていたようです。ですから庄屋や本百姓はそういった計算ができないといけません。また、当然文章の読み書きや役所の文章の書式も使いこなせないといけませんでした。そんなこともあり日本の江戸時代は識字率も高く、たくさんの人が読み書き算術にたけていたのです。(次号に続く)



石原清貴氏

働くあなたを応援したい
八 四国ろうきん

教育ローン

保証料率別途
年0.7%～年1.2%

カード型

■金利プラン等により、最大年0.4%金利引き下げ

変動金利

20年以内のご返済

年 **1.2%**～年 **1.6%**
(基準金利)

- ① 在学期間中、ご契約限度額内なら A T M でいつでも借入 O K
- ② A T M で利用できるから 繰上返済もいつでも簡単 (来店不要)
- ③ 在学期間中のご返済はご利用額の その時点での利息のみで O K

利便性：★★★★★

計画性：★★★★☆



カード型：いつでも、どこでも限度額の範囲内で
必要な時に必要な分だけ借入できて便利です！

保証料 **0円**

証書型

■金利プラン等により、最大年0.9%金利引き下げ (固定と変動のいずれかで選択可能)

変動金利

20年以内のご返済

年 **1.9%**～年 **2.8%**
(基準金利)

- 会員※：年1.9%～年2.3%
- 生協組合員：年2.3%～年2.7%
- 一般勤労者：年2.4%～年2.8%

※四国ろうきんに加盟している労働組合等の団体に所属されている方

固定金利

15年以内のご返済

年 **1.9%**～年 **2.8%**
(基準金利)

- 会員※：年1.9%～年2.3%
- 生協組合員：年2.3%～年2.7%
- 一般勤労者：年2.4%～年2.8%

15年超20年以内のご返済

年 **2.4%**～年 **3.3%**
(基準金利)

- 会員※：年2.4%～年2.8%
- 生協組合員：年2.8%～年3.2%
- 一般勤労者：年2.9%～年3.3%

■お使いみち

幼稚園から大学・専門学校までの受験料や入学金、授業料、下宿代、仕送り、他金融機関の教育ローンの借り換え等、教育に必要な費用★ローンの借り換えは他の金融機関の教育ローンが対象となります。「カード型」については資金使途が借換えのみのご利用はできません。

■ご利用限度額

最高**2,000万円**

■ご融資期間

最長**20年**

※証書型は在学期間内最長6年間の元金据置が可能です。据置期間中は利息のみのお支払となります。
※「カード型」の利用期間の上限は7年となります。

万一の際でも
ローン残高が**0円**に！

団体信用生命保険のご加入を
選択いただけます！
※加入時適用金利に
年0.2%上乗せ

*保険金が支払われる場合であっても、
利息の一部等をご負担いただく場合があります。

利便性：★★★★☆

計画性：★★★★★



証書型：必要な金額を一括で借入するので
返済計画が立てやすく安心です♪

ご相談がありましたら、下記連絡先へお気軽にお問い合わせください。

加藤営業用携帯：090-5275-5898

本店営業部：087-811-8181



担当：加藤

■四国ろうきんへ今すぐアクセス！ ●シュミレーションできます。 ●事前申し込み24時間365日OK

<https://www.shikoku-rokin.or.jp>

四国ろうきん

検索



772-2021-029

気もちよく安心して働けていますか？

電話相談会

人事異動相談
もしています

相談には
臨床心理士が
あたります！



2022年1月20日(木) 18:30~20:00

パワハラ、セクハラ、マタハラなど、職場の人間関係で気になることなど、お気軽にご相談ください。日教組香川役員、臨床心理士が対応させていただきます!!

😊 新型コロナウイルス感染症対策のため、JTU-カフェは当分 **お休み** させていただきます 😊

☎ フリーダイヤル : 0120-27-5925

総合共済

月掛金**900円**

契約期間5年で、実質月掛金は500円になります

たとえばこんなとき、自転車で他人にケガを負わせてしまったら？

日常の生活で 「個人賠償責任補償」があなたとご家族を守ります	お子さまが通学中に 「教職員賠償責任補償」があなたを守ります	家庭訪問中に
--	--	---------------

総合共済なら、日常の賠償事故も
業務中の賠償事故も
最高 3,000 万円まで補償！

それ以外にも
役立つ補償が10種類
ついています！

総合共済は
「自転車保険」としても
ご利用いただけます！

※総合共済は、教職員共済の「総合共済」と、損害保険ジャパン株式会社の「傷害総合保険」「業務過誤賠償責任保険」を組み合わせたものです。
※この広告は概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ずパンフレットおよび重要事項等説明書(契約概要・注意喚起情報)をご覧ください。

承19-企-25(1910) SJNK19-08956(2019.11.01)

資料請求はこちらから
スマホからもカンタンです！



教職員共済

検索

厚生労働省認可

教職員共済生活協同組合 東四国事業所

〒760-0004 高松市西宝町2丁目6-40 香川県教育会館
電話 0120-27-8140 FAX 0800-200-2207